

# 特定非営利活動法人あまやどり高知

## あまやどり連帯保証事業及び連帯保証人提供事業利用規約

### A 総則

(総則)

第1条 当法人の提供する連帯保証事業及び連帯保証人提供事業を利用するには、この規約の定めるところによらなければならない。

(定義)

第2条 本規約における用語の定義は次のとおりである。

|           |                                                                            |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------|
| 連帯保証事業    | …当法人が直接、利用者の連帯保証を行なう事業                                                     |
| 連帯保証人提供事業 | …当法人が、利用者の連帯保証人となるべき者を紹介提供する事業。以下、特に定めがない場合は、両事業を併せて連帯保証事業と称する。            |
| 利用者       | …連帯保証事業を利用する者                                                              |
| 支援        | …利用者が連帯保証事業の利用を開始した後、利用者が社会的に孤立することなく、豊かな人間関係とつながりの中で、安心して社会生活が営めるよう援助する活動 |
| 支援者       | …当法人以外の者であって、利用者に対して支援を行う者（法人又は団体を含む）                                      |
| 支援依頼      | …当法人が、支援者に対して行なう、支援に関する依頼                                                  |
| 目的物件      | …利用者が連帯保証事業を利用して賃借する賃貸借物件                                                  |
| 提供連帯保証人   | …連帯保証人提供事業により当法人が紹介提供した連帯保証人                                               |

### B 連帯保証事業利用の要件

(利用者の要件)

第3条 利用者は、次のいずれかの理由によって、賃貸住宅入居の際に必要とされる連帯保証人を確保するにつき、当法人の援助を必要とするものであることを要する。

- (1) 貧困（概ね生活保護基準の1.5倍以下の収入で、保有する流動資産が300万円以下であることとする。）
- (2) 犯罪被害
- (3) ホームレス

- (4) 矯正施設からの退所直後
- (5) その他、利用審査会において、相当と認める理由のあるもの

(支援者の必置)

第4条 連帯保証事業は、利用者について支援者がいなければ利用することができない。  
ただし、真にやむを得ないと認められる場合はその限りでない。

(支援者の要件)

第5条 支援者は次のすべての要件を満たした上で事前に当法人に登録されているものであることを要する。

- (1) 社会の一般常識に照らして、社会的信用を有するものであること。
- (2) 利用者に対して継続的な支援を行うことのできるものであること。
- (3) 利用者が抱える困難についての見識を有し、利用者の社会生活を支援する技能と経験を有するものであること。
- (4) 利用者との間に、一定の信頼関係があり、利用者が支援者から継続的支援を受けることを希望していること。
- (5) 支援にあたって、当法人と協力することができること。

(支援者の事前登録)

第6条 支援者となろうとする者は、前条のすべての要件を満たしていることを疎明して、事前に当法人に登録を申請しなければならない。

- 2 理事会は、前条のすべての要件を満たしている場合は、登録をしなければならない。
- 3 理事会は、登録を許否する場合には、支援者となろうとする者に対して、その理由を記載した書面を交付してその通知をしなければならない。

(地域の要件)

第7条 連帯保証事業を利用できるのは、利用者の予定される住居が高知県内の場合とする。

(連帯保証事業を利用できない場合)

第8条 連帯保証事業は、次の場合、利用することができない。

- (1) 目的物件の1ヶ月あたりの家賃の額が、生活保護の住宅扶助額を大幅に上回る場合
- (2) 目的物件につき利用者が賃貸人に差入れる敷金の額が家賃の1か月分を下回る場合

- (3) 一般の賃貸借に比べて、連帯保証人の負う責務が不相応に重いと認められる場合
- (4) 入居後にトラブルが発生する可能性が高いと認められる場合
- (5) 利用者が生活保護基準の概ね150パーセント以上の収入を有するなど、連帯保証事業を利用する必要性がないと認められる場合
- (6) 次の各号の反社会的勢力のいずれかに該当すると認められる場合
  - ① 暴力団員，暴力団準構成員，総会屋等，社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずるもの
  - ② ①のいずれかに該当する者（以下「暴力団員等」という。）が事実上支配していると認められる関係を有するもの
  - ③ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど，不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有するもの
- (7) その他，連帯保証事業を利用することが，不適當であると認められる場合

### C 連帯保証事業開始の手続

（申込み）

第9条 利用者は，連帯保証事業を利用するにあたり，当法人に対して，当法人の定める方式により，支援者とともに申込みをしなければならない。

（調査票）

第10条 利用者が連帯保証事業を利用するにあたり，支援者は経歴その他利用者及びその環境を調査し，当法人に対して，当法人の定める方式により，調査票とともに利用申込書を提出しなければならない。

（面談）

第11条 利用の要件，支援方法の適否等の調査・検討のため，原則として，支援者は，当法人の利用審査会に出席しなければならない。

2 面談は，原則として，当法人の事務所において行う。

（利用審査会）

第12条 利用者が，連帯保証事業の利用を申し込んだ場合には，当法人は，利用審査会において，利用の要件等につき，調査・検討する。

（利用審査会の審査委員・決議等）

第13条 利用審査会の審査委員は，理事会が任免する。

2 利用審査会は，各申込みについて審査委員3名で構成する。利用審査会の決議は，

過半数をもって決する。

- 3 利用審査会の決議は、会議によらず、書面による決議等、適当と認める方法によって行うことができる。
- 4 利用審査会の審査委員の任期は2年以内とする。但し、再任を妨げない。
- 5 利用審査会の審査委員の報酬は別に定める所による。

(認可・不認可の決定)

- 第14条 利用者が、連帯保証事業の利用を申し込んだ場合には、当法人は、速やかに、利用審査会の決議を経て、利用者に対して、利用の認可又は不認可の決定を通知するものとする。
- 2 利用審査会が利用を認可する場合、支援者に対し条件を付し、一定期間内の報告を求め、又は今後の支援の要点を示すことができる。

#### D 連帯保証事業

(期間・保証料)

- 第15条 連帯保証事業の期間は2年とする。ただし、賃貸借契約の期間がこれより短い場合には、その期間とする。利用者は、連帯保証事業を利用するにあたり、当法人に対して、1万5000円の保証料を支払わなければならない。
- 2 当法人の責に帰さない事情により、利用者が、連帯保証事業の利用期間中に、連帯保証事業を利用しなくなった場合であっても、利用者は、当法人に対して保証料の返還を求めることはできない。

(利用者の義務)

- 第16条 利用者は、連帯保証事業の期間中、次のすべての義務を負う。
- (1) 当法人及び支後者の支援に対し誠実に対応しなければならない。
  - (2) 次の①ないし⑤に掲げる事項に変更があった場合及び⑥ないし⑧に掲げる事実が生じた場合には、当法人に対して報告しなければならない。
    - ① 氏名
    - ② 同居家族
    - ③ 勤務先
    - ④ 家賃
    - ⑤ 収入（ただし、軽微な変動は報告を要しない）
    - ⑥ 生活保護受給の開始・廃止
    - ⑦ 年金受給の開始・廃止
    - ⑧ 支援者からの支援を受けられなくなる事情が生じた場合

- (3) 家賃の滞納, 目的物件の破損等, 連帯保証人の責務が生じる事情が生じたときは, 即時に, 当法人に対して, 報告しなければならない。
- (4) 当法人又は支援者が面会又は連絡を求めた場合には, いつでも, 面会又は連絡をしなければならない。
- (5) 当法人又は支援者が求めた場合には, いつでも, 目的物件への立ち入りを認めなければならない。
- (6) 当法人又は支援者が求めた場合には, いつでも, 財産状況を開示しなければならない。

#### (支援者の義務)

第17条 支援者は, 連帯保証事業の期間中, 次のすべての義務を負う。

- (1) 当法人からの支援に関する依頼に対して, 協力しなければならない。
- (2) 当法人が求めた場合には, いつでも, 当法人に対し, 当法人の定める方式により報告書を提出して, 支援の経過について報告しなければならない。
- (3) 利用者について, 第16条(2)①ないし⑤に掲げる事項に変更があったことを知った場合, ⑥ないし⑧に掲げる事実が生じたことを知った場合及び利用者の支援を継続できない事情が生じた場合には, 当法人に対して報告しなければならない。
- (4) 家賃の滞納, 目的物件の破損, 利用者の失踪等, 連帯保証人の責務が生じる事情を知ったときは, 即時, 当法人に対して, 報告しなければならない。
- (5) 当法人が求めた場合には, いつでも, 利用者とは, 面会又はこれに代わる方法で連絡を取らなければならない。

### E 連帯保証事業の更新

#### (更新)

第18条 連帯保証事業の期間が経過した場合, 当法人と利用者はこれを更新することができる。

#### (更新の要件)

第19条 更新の要件は, 利用の要件に準ずる。(利用者の要件, 支援者の必置, 支援者の要件, 地域の要件, 連帯保証事業を利用できない場合, 期間・保証料, 利用者の義務, 支援者の義務)

#### (更新の手続)

第20条 連帯保証事業の更新を希望する利用者は, 支援者とともに期間経過の1ヶ月前までに, 当法人に対して, 更新の申込みをしなければならない。

- 2 更新の手続は、開始の手続きに準じる。
- 3 利用審査会は、更新の申請があれば速やかに更新の可否を決するものとする。14条に定める通知は、更新の可否を決定してから速やかに実施しなければならない。
- 4 更新を拒否する場合、当法人は速やかに賃貸人に対しても保証契約の更新拒絶を通知するものとする。

## F 連帯保証事業の終了

(連帯保証事業の終了)

第21条 連帯保証事業は次の場合に終了する

- (1) 利用者から更新の申し込みがないまま、期間を経過した場合。
  - (2) 賃貸人と当法人による契約の合意解除。ただし、利用者の意思に反しない場合に限る。
  - (3) 利用者が、虚偽の申請を行う、第16条の義務に違反する等、著しく信頼関係を崩壊する行為に及び、連帯保証事業を継続しがたい場合。
  - (4) 利用者の死亡
  - (5) 当法人の消滅
- ただし、この場合、当法人は利用者が賃貸借契約を継続できるよう適切な措置を講じなければならない。

## G 求償権の行使

(求償権の行使)

第22条 当法人が、連帯保証事業により、利用者に対して求償権を得た場合には、原則としてこれを行使する。

(支援者の協力)

第23条 支援者は、当法人が利用者に対して求償権を行使する場合、これに協力をしなければならない。連帯保証事業が終了した後においても同様とする。

## H 連帯保証人提供事業

(準用)

第24条 連帯保証人提供事業の要件、開始手続、終了、更新については、以下に定める他、連帯保証事業の規定に準じる。

(特則)

- 第25条 当法人と提供連帯保証人は、提供連帯保証人が貸貸人より連帯保証債務の履行を求められた場合、当法人が、貸貸人に対して提供連帯保証人に代わって当該債務を履行することとする旨の契約を締結する。
- 2 利用者は、当法人が提供連帯保証人に代わって連帯保証債務を履行することにより、当法人が利用者に対して求償権を得ることに同意しなければならない。
  - 3 提供連帯保証人が連帯保証事業の期間中に死亡した場合、その他の事情により利用者が貸貸人より新たに連帯保証人の提供を求められた場合、当法人は、新たに連帯保証人を提供する。

## J 請求権の免除等

(猶予・免除)

- 第26条 利用者又は支援者の申出により、当法人は理事会の決定を経て、利用者に対し保証債務もしくは求償債務の支払いを猶予又は免除することができる。
- 2 猶予の期間は1年以内とし、猶予の回数は2回までとする。
  - 3 免除は、利用者の衡平を考慮し、真にやむを得ない事由がなければならない。
  - 4 事務局長は、理事会の承認を得て、求償債務を放棄することができる。この場合、利用者に対しては何らの通知を要しない。

## K その他

(変更)

- 第27条 本規約の変更は理事会の決議をもって行う。
- 2 本規約を変更した場合、理事会は、変更後最初に開かれる総会において、変更の内容と変更の理由を報告しなければならない。

(施行日)

- 第28条 本規約は平成24年10月16日から施行する。

平成24年12月6日改正

平成25年6月27日改正

平成26年2月28日改正

平成30年5月24日改正